

「平日にもう 1 泊」ロゴマーク使用ガイドライン

2022 年 11 月 1 日現在

第 1 条 目的

1. 「平日にもう 1 泊」キャンペーンは、「全国旅行支援」を旅行需要の平日への分散を推進する機会と捉え、観光関連事業者（旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者）と連携して、観光産業の活性化及び地域活性化を図ることを目的に実施するキャンペーンです。
2. 本キャンペーンにおける「平日にもう 1 泊」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用は、旅行需要の「平日への分散」の普及と定着の推進を目的とします。
3. 「平日にもう 1 泊」ロゴマーク使用ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、上記の目的を達成するために、ロゴマークを使用するに際して、使用者が遵守すべき事項をまとめたものです。

第 2 条 定義

本ガイドラインで規定するロゴマークとは、別表 1 に定めるものです。

第 3 条 使用について

1. ロゴマークの管理者及び所有者、著作権者は、観光庁です。
2. ロゴマークの使用に際しては、次に定める場合に限り、観光庁の承認及び承諾は不要とします。
 - (1) 本ガイドラインを遵守すること
 - (2) 旅行需要の「平日への分散」の普及と定着に関する取組であることが、合理的な理由に基づいて認められる場合
3. 前項に関わらず、第 5 条に該当した場合は、ロゴマークの使用はできません。
4. 使用期間は、使用者が、ロゴマークのデータを取得した日から、本キャンペーンが終了する日、若しくは観光庁が終了日として明示する日までとします。
5. ロゴマークの使用者は、観光庁が求めるときは、使用に関する必要な書類を提出するなど、使用内容を報告するものとします。

第 4 条 使用者について

ロゴマークの使用者は、本キャンペーンの趣旨に賛同し、本キャンペーン公式サイトに掲出されているガイドライン全てに同意する者としてします。

第 5 条 使用許可の取消

1. ロゴマークについて、次に挙げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、

観光庁よりロゴマークの使用を停止します。

- (1) 本ガイドラインに違反した場合、又はその疑いがあり、観光庁からの是正指示に応じないとき
- (2) 使用内容が、本キャンペーンの趣旨と著しく異なるとき
- (3) 使用者が、ロゴマークを使用した取組について、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
- (4) 公序良俗に反するとき
- (5) 使用者が、暴力団又は暴力団員、その他暴力団又は暴力団員に準じる反社会勢力又は当該人物と関係があることが判明したとき
- (6) 関係法令に違反したとき、並びに明らかに違法と判断される行為を行ったとき
- (7) その他、観光庁が不適切な使用であると判断したとき

第6条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、事前の通知なく変更される場合があります。使用者は、観光庁ホームページに掲出されている最新のガイドラインを、使用前に必ずご確認ください。